

雇児発0826第6号
障 発0826第2号
平成23年8月26日

(福島県知事、郡山市長、いわき市長を除く)

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

保育所等を除く児童福祉施設等の園舎・園庭等の線量低減について（通知）

厚生労働省では、標記について、「福島県内の保育所等を除く児童福祉施設等の園舎・園庭等の線量低減について（通知）」（平成23年8月26日雇児発0826第5号、障発0826第1号）により福島県内における対応としてお示ししたところです。

対応の趣旨については、福島県以外の保育所等を除く児童福祉施設等においても、参考としていただけるものと考えておりますので、別紙のとおりお知らせします。

【本件照会先】

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局総務課
調整係

TEL：03-5253-1111（内線7830）

FAX：03-3595-2668

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児支援係

TEL：03-5253-1111（内線3037）

FAX：03-3591-8914